

居宅介護支援事業所いずみ重要事項説明書

1 支援事業者（法人）の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 陽翔会
代表者名	理事長 高尾 勲
所在地・連絡先	〒431-3112 (住 所) 浜松市中央区大島町891番地 (電 話) 053-431-1111 (FAX) 053-431-1110

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所いずみ
所在地・連絡先	〒433-8124 (住 所) 浜松市中央区泉四丁目20番地の1 (電 話) 053-416-1010 (FAX) 053-416-1011
事業所番号	2277203754 平成27年4月1日指定
管理者氏名	竹下 雅恵

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	職務の内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	従業者及び業務の管理
介護支援専門員	1名以上（利用者の数が45又はその端数を増すごとに1とする。）	居宅介護支援の提供
事務職員等	1名以上	事務

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	浜松市中央区（城北・萩丘・曳馬・富塚・長上・積志・神久呂・伊佐見・和地・三方原地区）
---------	--

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
月曜日 ～ 金曜日	8：30 ～ 17：30

カンファレンス有り 連携 1 回	600 単位
連携 2 回	750 単位
連携 3 回	900 単位
(入院または入所期間中 1 回を限度)	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
通院時情報連携加算	50 単位
介護職員等処遇改善加算 (令和 8 年 6 月～)	2.1%を加算
運営基準減算 (1)	50%に減算
運営基準減算 (2)	0%に減算
特定事業所集中減算	200 単位減算

※上記票の単位数に 10.21 円を乗じた金額が利用料金になります。

(2) 交通費

2 の (3) の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、片道 1 k mにつき 1 0 円いただきます。

(3) 利用料等のお支払い方法

料金・費用は、1 月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

1 月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

①窓口で現金支払い

②下記指定口座への振込み

浜松磐田信用金庫 西ヶ崎支店

普通預金口座 (口座番号 0686078)

口座名義 社会福祉法人 陽翔会

理事長 高尾 勲

※入金確認後、サービス提供証明書と領収書を発行します。

5 事業の特色等

(1) 事業の目的

社会福祉法陽翔会が開設する居宅介護支援事業所いずみが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、複数の事業所を紹介するなど公正中立に行う。また、利用者及びその家族は、介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の選定理由の説明を求めることができ、介護支援専門員は理解が得られるよう説明を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める

○ケアプランに位置付けたサービス事業所割合 【期間】 令和7年9月～ 令和8年2月

訪問介護 (17.12%)	セントケア富塚 (24.64%)	ニチイケアセンター 浜松高丘 (18.84%)	ここえ浜松 (15.94%)
通所介護 (21.34%)	わごうケアセンター そよ風 (19.77%)	ラクラス富塚 (17.44%)	ファイブホソジマ (13.95%)
地域密着通所介護 (19.11%)	通所介護事業所いずみ (81.82%)	健康広場和合 (18.18%)	
福祉用具貸与 (49.38%)	ベルメディカルケア (26.14%)	介護ショップちゅう ～ぶ (17.59%)	レンタルテラス Ange (12.06%)

(3) 虐待の防止について

事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ・従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(4) 感染症対策について

事業所での感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するため、委員会の設置や指針の整備、研修及び訓練を定期的実施しています。

(5) 第三者評価の実践状況

実践の有無：なし

直近の年月日：

評価機関の名称：

評価結果の開示状況：

(6) その他

事 項	内 容
アセスメント（課題分析）方式 及び事後評価	当事業所の独自方式、またはセンター方式によりご利用 者のご希望、直面している課題等を評価し、利用者に説 明の上ケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、次の ケアプランに反映させていきます。
従業員研修	○法人研修会 ○県及び県介護支援専門員連絡協議会等の主催する研 修に年数回参加。 ○他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例 検討会・研究会等の実施 ○地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ の参加

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者相談窓口	窓口責任者：竹下雅恵 ご利用時間：8：30～17：30 ご利用方法：電話（053）461－1010 面接 当事業所1階相談室 苦情箱 当事業所エレベーター付近に設置
--------------	--

市町村のサービス相談・苦情受付窓口

浜松市中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内	所在地 浜松市中央区元城町103－2 電話 053－457－2324
----------------------------	---------------------------------------

静岡県のサービス相談・苦情受付窓口

静岡県国民健康保険団体 連合会	所在地 静岡市葵区春日二丁目4番34号 電話 054－253－5590 受付 介護保険課
--------------------	--

7 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は _____ です。やむを得ない事由で変更する場

合は、事前に連絡をいたします。

8 ご利用者へのお願い

当事業所が交付するサービス利用票（別表を含む）、サービス提供証明書は、ご利用者の介護に関する重要な書類です。契約書、重要事項説明書等と一緒に保管してください。

私は、本書面に基づいて居宅介護支援事業所いずみの介護支援専門員_____から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

代理人（選任した場合）住 所

氏 名 印